

令和元年9月30日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、老齢厚生年金の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が死亡したので、その内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、請求人に対し、後記2(2)記載の原処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったAが平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「法律婚の形骸化が認められないため」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。)が死亡した場合は、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者であって、適格死亡者の死亡当時、適格死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(いわゆる内縁関係にある者)を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係(以下「重婚的内縁関係」という。)にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係における配偶者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものとして認定するとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第3条第2項、第58条第1項第4号及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。
- 2 本件の場合、Aの死亡当時において、Aが、適格死亡者であり、利害関係人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったこ

び所得はない。

- (6) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書が3通(平成○年○月○日付けのもの1通及び同月○日付のもの2通。以下、併せて「本件申立書」という。)あり、第三者による証明欄はそれぞれ別の者が記載しているが、本件申立書の主な記載内容は次のとおりであり、次の内容は3通とも同じである。

別世帯になっていた理由：籍を入れないと世帯と一緒に出来ないと思っていた。

経済的援助についての申立

Aから請求人に対する経済的援助の有無：あり

経済的援助の回数：年約6回

経済的援助の内容：平成○年ころから同居していた。本妻が認めてくれなかったため、二人とも婚姻を希望していたが、入籍ができなかった 私も働いていたが、夫の年金や給与を主として二人で生活を営んでいた。

定期的な音信・訪問についての申立
音信・訪問の内容：同居

- (7) 請求人がAとの事実婚関係及び生計維持関係並びにAと利害関係人との婚姻関係が実体を失っていたことを示す資料として提出した主なものとして、次の各資料が存在する。

ア d社が作成したAの葬儀に係る、「A家行事表」と題する書面、御請求書(発行日記載なし)及び領収書(平成○年○月○日付け)

Aに係る葬儀の喪主が請求人であること、葬儀代○○万○○○円を請求人から領収したことが記載されている。

イ B区長が請求人に対し交付した「葬祭費支給決定通知」と題する書面(平成○年○月○日付け)

Aに係る国民健康保険葬祭費として、請求人に対し、○万円を支払う旨が記載され、請求人の住所として

c宅が記載されている。

ウ Aに係る「退院時カンファレンス報告」と題する書面(以下「本件カンファレンス報告」という。)

Aがe病院を退院するのに当たり、同e病院の医師及び看護師、f病院の看護師、A並びに請求人による、平成○年○月○日に実施された退院時カンファレンスでの確認内容が記載され、入院中経過(医師)として「・・・もう1ヵ所空腸にも腫瘍があり、腸はここで完全閉塞していたので食事はできず高カロリー輸液を行っている。」、入院中経過(看護師)として「・・・ヘパリンロックは奥様はできる。・・・」、当f病院の方針として「・・・栄養状態改善は難しいですが、苦痛緩和は可能な限りとりくみます。」との記載があり、請求人がAの代筆者として署名している。

エ 利害関係人が、申立人となって、相手方を請求人として、○○簡易裁判所に申し立てた調停申立書(平成○年○月○日付け。以下「本件調停申立書」という。)

「紛争の要点」欄の「第2 申立てに至る経過」には、主な内容として、次のとおり記載されている。

1 申立人(注：利害関係人を指す。以下同じ。)と夫(注：Aを指す。以下同じ。)との婚姻経過(注：記載省略)

2 申立人と夫との別居経過

(1)夫の経営する会社は次第に事業が不調となり、平成○年の初めには負債額は○○○○万円を超えており、夫および申立人は会社の負債の連帯保証人にもなっていたことから、次第に金策に追われる生活となっていった。

(2)平成○年○月、夫は申立人に「金を作るために出てゆく」と言いおいて、家を出た。

(3)夫の留守宅のマンションに居住していた申立人と子どもたちは、間もなく自宅マンションが競売となり立ち退きを余儀なくされた。

(4)その後、夫から長男に連絡があったものの仕送り等の資金援助は全くなく、申立人のパート収入で何とか親子3人やり繰りして生活したが、日ごとに夫の残した負債の支払いに追われて次第に生活が行き詰まり、平成〇年〇月〇日には自己破産の申立てを余儀なくされ、破産宣告（負債額〇〇〇万円）を受けた。なお、同年〇月〇日免責決定を得た。以後、夫からは音沙汰がなかったが、申立人は数か所のパートを掛け持ちするなどして懸命に働き生活をしてきた。

3 夫の消息

申立人は、3年ぐらい前にg区役所から夫の生活保護の件で援助できるか否か、との問い合わせを受けたことから、夫が同じ〇〇〇区に居住していたことを知った。夫が未だに生活に困窮していることが分かったものの、申立人自身も経済的に苦しく援助することは出来ず、その旨〇〇〇区に回答するほかなかった。その後間もなく、夫から電話があり、癌にり患して現在治療中であることを知ったが、今までどうしていたのかを尋ねても夫はこれには答えず、それ以上の会話をすることもできなかった。その後、昨年〇月〇日に夫から離婚届が送られてきたが、電話等の直接的連絡がなかったことからその趣旨も確かめられず、申立人は離婚届をしばらく手元に置いていたが、これまでの実

情に鑑み離婚も考えざるを得ないかとの思いに至り、離婚および離婚に伴う問題や仕組み等についてインターネットで調べ、その結果〇月〇日に年金事務所に相談に向かった。そして、戸籍謄本等の必要書類を整える必要を知り、その足でh区役所に出向き戸籍謄本を取り寄せたところ、夫が平成〇年〇月〇日に死亡していること、また同月〇日にGなる者が同居人として、死亡届を出したことの記載されていることを確認した。

4 相手方（注：請求人を指す。以下同じ。）Gについて

（注：前略）ところで夫は、平成〇年頃に自分の車を売却し、そのすぐ後に「友達から借りた」という車を自宅に持ってきたことがあった。その車を週末には返し、また借りてくるということを繰り返していた。（注：中略）夫は失踪時にその車で家を出ている事実から見て、同車を頻繁に借りてくるようになった平成〇年以降から夫死亡時までの間、相手方は夫と相当に親しい関係でいたことがうかがえるものである。（注：以下記載省略）

(8) 〇〇年金事務所お客様相談室の担当者が、平成〇年〇月〇日に、電話による利害関係人からの聴取により作成した回答書（以下「利害回答書」という。）が存在し、主な内容を記載すると、次のとおりである。

亡Aさんと別居されていたようですが、いつ頃からですか。：平成〇年頃から

年一回以上音信、訪問等ありましたか。：あった

時間とその回数（いつから、いつまで）：別居当初からは電話で数回話をした。自分が不在のとき

が対応してたようだ。最後に音信があったので平成〇年頃だったと思う。

音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。：電話

音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。：自分と子。夫婦の今後のことを話をしたが喧嘩で切電していた。

亡Aさんから年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。：なかった。要求はしたことはあった。相手の事業や生活も厳しいことを察してあまり言わなかった。

あなたと亡Aさんは離婚の合意がありましたか。：なかった

あなたと亡Aさんは別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。：おこなった 電話で話をしたが喧嘩別れで切電。子は別居解消の話し合いをしていたと思う。

亡Aさんの葬儀はどうされましたか。：葬儀は出席していない。死亡したことをたまたま取得した戸籍で知った。

その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。：Aは自営業であらたな事業を行うために家を出て行ったと思っていた。帰ってくるのを待っていた。Aの借金の保証人であったので、約〇〇〇万円返済、その他に滞納していた国民健康保険料の支払い、クレジットカードの支払を行い、借金の分も含め総額 〇〇〇万円以上の支払を肩代わりした。そのために〇〇〇〇年頃に自己破産した。同居者のことは後で知ったが、30年来の知り合い。自分も知っている人。この事案は不倫。内縁者に遺族年金が支払われることは納得がいかない。

(9) 利害関係人が別紙3とともに審査官に提出した、Aが利害関係人に宛てて

作成した書面(平成〇年〇月〇日付け。以下「A書面」という。)及び請求人が利害関係人に宛てて作成した書面(作成日付の記載はないが、後記(11)によれば、本件調停申立書が請求人に送達された後、平成〇年〇月初めに記載されたものとされている。以下「請求人書面」という。)があり、それぞれの主な記載内容は、次のとおりである。

ア A書面

前略、大変迷惑のかけっ放し申し訳なく思っています。3年前に手術したガンが再発、転移し治療はもうないといわれている。〇月から〇月迄3ヶ月入院し退院したが今は在宅で往診、看護をもらっている。医療費の他にも介護ヘルパーに来てもらう予定。年金だけでは足りないので生活保護という話も出ている。まとまった金を作り詫言たかったが健康の問題もあってそれは叶わなかった。借金は自己破産をして片付いているので今後の心配は不要です。申し訳ないがそれでどうか許して下さい。これ以上迷惑かけられないから離婚に同意してもらえないだろうか。同封した着払いの送り状で離婚届を送ってほしい。もし他に荷物を取っておいてくれたなら、それも一緒に送ってくれないだろうか。話しをした方がいいと思っていたが、外出もままならず歩行もままならない。電話で話すのも大変だから手紙を書いた 諸事情勘案の上宜しく御願ひ致します

イ 請求人書面

(注：前略) 介護保険と健康保険の還付依頼書です。合計すると〇〇万円ほどが後日振込となるようです。三年前から年金が支給されるようになりましたが、〇〇〇〇年〇月に信用保証協会によりAさんの口座は突然差押えとなり、預金は〇となりました。その頃から体調を崩し、ガンが再発したようでした。〇〇〇万円

を貯めたらHさんにお渡しするつもりでいたようでしたが、あと少しというところで差押えとなってしまいました。そのショックは相当大きなものであったようです。その後の年金は発病したことで医療費に消えて行き、残金もありません。ご家族にお渡しできるのがこの〇〇万円しかない事をわかっていただけたらと思います。(注：中略)ですが、少しずつでもご家族にお渡しできたらと考え、また年金事務所の方に生計同一者でなければ受け取れないという事を聞いたので、遺族年金の請求をしました。年に何回か、お送りしたいと考えています。(注：中略)昨年〇月に緊急入院となり、〇月末に退院し、在宅での療養となり、〇月中旬に主治医から年は越せないだろうからやらなければならない事があればやっておくよう言われ、離婚届を送ることにしたようでした。電話したが出なかったから手紙を一緒に送ったとは聞いていました。医療関係者がたくさん出入りしていたので、その中のどなたかに頼んで送ってもらったようです。Hさんには手紙で気持ちを伝えたから、死んでも連絡しなくていいと、私は連絡先を教えてもらえませんでした。〇〇のご兄弟のご自宅の電話番号の書かれたメモを押入れの奥からやっと探し出せたのが、亡くなってから1ヶ月以上も過ぎてからでした。(注：中略)連絡をするのに時間がこんなにもかかってしまった事を心よりお詫び申し上げます。(注：中略)大変おこがましいのですが、調停申立てを取り下げさせていただくことはできないのでしょうか。この手紙を送ったことでHさんとご家族のお怒りがおさまるとは思ってはいませんが、私はご遺骨を〇〇のお墓に納める気持ちがあること、遺族年金が支給になった際はそこからお渡ししたいと考えて

いることはお伝えしなければと思います、手紙を付けさせていただきます。(注：以下記載省略)

- (10) 利害関係人が、日本年金機構〇〇年金事務所、〇〇年金事務所又は〇〇年金事務所を訪問して、Aに係る遺族厚生年金、自らの老齢厚生年金、離婚分割等について相談した際の年金相談事跡個別詳細票が6通(〇〇〇〇年(平成〇年)〇月〇日受付のもの(Aが相談したとの記載になっているが、その相談内容から利害関係人による相談と認める。以下「事跡A」という。)、〇〇〇〇年(平成〇年)〇月〇日受付のもの(以下「事跡B」という。)、〇〇〇〇年(平成〇年)〇月〇日受付のもの(以下「事跡C」という。)、〇〇〇〇年(平成〇年)〇月〇日受付のもの(以下「事跡D」という。)、同年〇月〇日受付のもの及び同月〇日受付のもの)あり、そのうちの主なものについて、次の記載がある。

ア 事跡A 相談区分：遺族

失踪して7年が経過した(平成〇年〇月頃) まずは裁判所に申立てが必要。確定して戸籍などに記載されるようになったら遺族年金請求してもらおう。(注：以下記載省略)

イ 事跡B 相談区分：老齢

(注：前略)夫、行方不明のため単身で受付。(H〇. 〇/〇生存のみ確認と裁判所より連絡あり)65歳までは退職予定なし

ウ 事跡C 相談区分：老齢

(注：前略)夫満了妻未満だったが、配状00 10年ほど前失踪。ここ数年で戻ってきたとの事。夫65歳時に婚姻しているか、住居は一緒か(一緒でない場合は生計維持の申立)、妻〇年度分の所得証明があれば配偶者加給が夫につき妻65歳になった場合振替が付く旨説明。夫の手続を勧奨。もし来所の場合、失踪、戻ってきた時、65歳当時の時系列の要整理。失踪及び帰ってきた後に

なぜ別居状態なのかの理由を聞いてみる必要性あり。

エ 事跡D 相談区分：その他

○歳○月者、夫と10年位別居中、離婚したい申出を受けた、分割と遺族年金について相談希望・遺族要件を説明、行方不明が続いていた夫で現在の住所も知らされず、自分の住所を明かさず局留めで手紙を送られた→遺族要件の生計維持は困難、死亡時の状態による(注：中略)・持参した戸籍に夫死亡(○月○日)記載あり、届け出人に女性氏名→居所不明のため遺族請求困難、分割も合意書類で来ていないため死亡後の請求不可であることを説明・本人より、全く連絡無いが知らせだつたらうの言葉、制度了解有

(11) 請求人が審理期日において陳述した主な内容は、次のとおりである。

請求人とAは、数十年前に同じ会社で働いていたことがあったが、平成○年頃に偶然、道路で再会し、その後連絡を取り合うようになったところ、Aが車を手放さなければいけない状態となったことから、請求人の車を貸すこととなり、その貸し借りの際にAの話聞くようになった。そうした中、平成○年のゴールデンウィーク頃から、心身ともに疲れ果てているAがa宅の請求人の家に滞在するようになり、請求人とAの同居が始まり、事実婚関係に発展していった。

請求人書面は、請求人にはAの家族に返せるものとして、Aに係る高額療養費くらいしかなかったので、その支給をAの家族に受けてもらおうと準備をしている時に、利害関係人から本件調停申立書が送達されたことから、調停の取下げを依頼する部分を書き加えて、平成○年○月初めに利害関係人宛てに送ったものである。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 重婚の内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者

は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照)。そして、保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、届出による婚姻関係にある者が重婚の内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、したがって、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

そして、「夫婦としての共同生活の状態にない」とい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が反

復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

また、本件通知では、事実婚関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2つの要件を備えることを要するものであることとしている。

カ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

キ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計維持認定対象者が適格死亡者の配偶者であり、適格死亡者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるときは、その者は、適格死亡者と生計を同じくしていた者に該当するとし、適格死亡者との生計維持関係が認められるためには、加えて、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであることが必要であるとしている。ただし、これにより生計同一・生計維持関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、まず、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたと認めることができなどうかを検討する。

前記1で認定した事実によれば、Aの死亡当時、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものと

なっていたと認めるのが相当である。

すなわち、別紙3、本件調停申立書、利害回答書、事跡A及び事跡Bによれば、別紙3には、Aが平成〇年〇月初旬に利害関係人、C及びDに行き先を告げることなく家を空けたが、利害関係人は、それはAが現実逃避的な思いとともに就業なり金策なり何らかの打開策を求めてのものと考えていた旨が、前記1(7)エ中の「2 申立人と夫の別居経過」及び「3 夫の消息」には、Aは、同人が経営する会社の事業が不調となり、その金策のため平成〇年〇月頃に家を出た後、同人からの仕送り等は全くなく、同人からの音沙汰もなくなり、「3年ぐらい前」（別紙2より平成〇年〇月頃と解される。）のg区役所からの問合せにより、利害関係人はAが利害関係人と同じ〇〇市〇〇区内に居住していたことを知った旨が、利害回答書には、Aとの別居は平成〇年頃から始まり、Aからの年1回程度以上の送金・仕送り等はなく、利害関係人は、Aが家を出たのは新たな事業を行うためであると思い、同人が帰ってくるのを待っていた旨が、事跡A及び事跡Bには、利害関係人が日本年金機構の年金事務所にAが平成〇年〇月頃から失踪し、平成〇年〇月〇日に裁判所から同人の生存が確認されたことのみが知らされたことを相談している旨が、それぞれ記載されており、これらの認定事実からは、Aは、平成〇年〇月初め頃に、利害関係人と共に起居していた自宅を出て、その時以降Aが死亡する時までの12年以上の間、利害関係人と別居状態を継続し、その間、Aから利害関係人に対し、経済的援助はなかったと認めるのが相当であり、Aの死亡当時において、Aと利害関係人の関係は前記(1)のウ及びエの要件が12年以上継続していたと認めるのが相当である。

そして、この別居状態が継続している間のAと利害関係人との間の音信に

ついては、利害回答書には、別居当初は、Aと電話で数回、今後の夫婦の話、別居解消の話をしたが、Aとけんかとなり、電話を切ったこと、Aの死亡はたまたま取得した戸籍で知ったことなどが記載され、別紙3においても、平成○年○月に、Aが退院する際に、Aから利害関係人宛てに電話があったものの、Aに同人の所在や何をしているのかを尋ねても、Aから明瞭な回答を得られず、平成○年○月ないし同年○月のAの療養の経過についても、利害関係人はAの所在や事情が明かされていないため知らないとし、離婚の話合い等もないままAから利害関係人に離婚届が送られてきた旨が記載されている。そして、これに前記1(7)エ中の「2申立人と夫との別居経過」及び「3夫の消息」の記載内容を考え併せると、別居開始当初のAと利害関係人との音信を確認できる客観的資料は本件記録中になく、しかも、利害関係人自身もその音信もAとけんかとなり電話を切ったとし、その後、Aとの音信は途絶え、利害関係人は、平成○年○月のg区役所からの問合せにより、Aが同区内に居住していることを初めて知ったとし、同年○月にAから利害関係人に電話があったものの、利害関係人は、Aに所在等を尋ねても明らかにしてもならず、Aの療養の経過も知らず、何の連絡や話合いもないままAから離婚届が送付され、たまたま取得した戸籍によりAの死亡を知ったというのであるから、平成○年○月にAから利害関係人に電話があったとしても、それは、Aが利害関係人との夫婦関係を維持するためにした音信であったと認めるのは困難といわざるを得ないというべきであり、Aと利害関係人との間に反復した音信又は訪問等が存在した事実も確認できないのであるから、Aと利害関係人について、前記(1)のオの「当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していな

いこと。」の要件が、別居が開始されて間もない頃より長期間にわたって継続していたと認めるのが相当である。

そうすると、Aと利害関係人との夫婦としての共同生活は、Aの死亡当時において、前記(1)のウないしオのいずれの要件も10年程度以上継続していると認められ、その状態は固定化していると認めるのが相当であるから、前記(1)のイに該当し、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認めるべきである。

なお、利害関係人は、Aが家を出た後、Aの残した負債の返済をしてきたこと、A書面及び請求人書面により、Aがその収入の一部を利害関係人に渡したいと考えていたことは明らかであることなどを主張するが、利害回答書によれば、利害関係人はAの負債の保証人ということであるし、A書面及び請求人書面の内容からは、Aが利害関係人に渡そうとしていた金銭は、Aが利害関係人に対してした行為、利害関係人に負わせた負担等に対する謝罪の意を持ったものというべきであり、利害関係人の生計を維持するための経済的援助と認めることはできないから、上記の判断を覆すものとはいえない。

(3) 次に、請求人がAによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができないかどうかを検討する。

本件申立書及び審理期日における請求人の陳述によれば、請求人とAは、平成○年頃に偶然再会した後、請求人の車をAに貸すようになったことから、次第に関係が深まり、平成○年のゴールデンウィーク頃から、a宅で同居するようになったとしているところ、利害回答書及び本件調停申立書によれば、Aが自宅を出て利害関係人と別居を開始した時期について、利害関係人は平成○年○月とし、請求人の申立てと異なることが認められる。しかしながら、請求人も別紙2では、Aと同居

を始めたのは同月初めとしていることが認められ、一方、車の貸し借りの関係から請求人とAとの関係が深まった点については、本件調停申立書の記載内容とも一致することが認められる。そして、前記1(4)によれば、Aは、住民票における住所記録が平成〇年〇月〇日に職権消除された後、平成〇年〇月〇日付けでc宅において住所設定されることとなるが、c宅は請求人が平成〇年〇月〇日から住所を定めている所であり、平成〇年〇月〇日以降Aが死亡する時まで、請求人とAは、世帯は異なるものの、その住民票上の住所はいずれもc宅であることが認められる。また、前記1(1)及び(7)アないしウによれば、平成〇年〇月〇日にAに係る退院時カンファレンスが実施され、本件カンファレンス報告には、Aの重篤な病状、請求人が医療機関の看護師から「奥様」と称され、ヘパリンロックという輸液ルートが血液によって閉塞しないようにするヘパリン加生理食塩水を使用する手技を行える旨等が記載され、請求人が、同居人としてAの死亡届を提出し、Aの葬儀に係る喪主を務めたことが認められる。これらを考え併せれば、Aとの同居時期に係る請求人の記憶にあいまいな点はあるものの、請求人とAは、世帯は異なるものの、遅くとも平成〇年〇月〇日には、c宅で同居生活をしており、Aの死亡の時までその同居生活を継続していたことが認められ、請求人は、医療機関の看護師から「奥様」と呼ばれるほどにAの付添介護をしていたことがうかがえ、Aの死亡届の提出、Aの葬儀に係る喪主などもしているのであるから、Aの死亡当時において、請求人とAの関係は、前記(1)のカ及びキの要件を備えていたと認めるのが相当であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものであったというべきである。

また、請求人は基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認め

られる者以外のものであると認められるところ、上記のとおり、請求人とAは、Aの死亡当時において、住民票上世帯を異にしているが、住所は住民票上同一であったことが認められるのであるから、請求人は、Aと生計を同じくしていた者と認められ、そして、Aによって生計を維持した者であったと認められる。

- (4) 以上によれば、Aの死亡当時において、Aと利害関係人との婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認められ、請求人は、Aによって生計を維持した事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認められるのであるから、請求人には、Aに係る遺族厚生年金が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。